

# 伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書に対する 三重県知事意見

## (総括的事項)

- 1 住民意見では、記述や表現について改善を求める意見があることから、評価書では丁寧に記述すること。
- 2 評価書の作成までに詳細な工事内容及び施設概要が明らかとなり、予測、評価及び環境保全措置に変更が生じる場合は、それらを反映した評価書を作成すること。また、知見が不十分で予測、評価に不確実性を伴う場合には、事後調査を計画すること。
- 3 事業実施の際に予測結果と異なる状況が発生した場合には、必要に応じて再度予測、評価を行ったうえで適切な措置を講じ、可能な限り環境影響を回避または低減すること。

## (個別的事項)

### 1 大気、水質、廃棄物

評価書作成にあたっては、既存工作物の撤去に伴う環境影響評価の項目選定に係る検討の経緯（選定した理由又は選定しなかった理由）についても丁寧に記述すること。

### 2 陸生動物

消失する水田等の代償措置として行う、対象事業実施区域内または周辺に生育環境を創出する計画について、工事中、供用中それぞれにおける具体的な位置及び内容を評価書に記載すること。また、対象事業実施区域南側に設ける予定の緑地の一部において、希少な種がみられる生態系の保全を検討すること。

### 3 陸生植物

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺においてミズアオイが確認されているが、これまで当該地域では確認例がないことから、同種の生育状況について再度詳細な調査を行ったうえで、環境保全措置を検討すること。
- (2) ミズアオイの移植を検討する場合は、埋土種子の存在も考慮し、個体の移植と併せて確認地点の土壌の移設も検討したうえで、移植先及びその内容を評価書に記載すること。

### 4 陸生動物、陸生植物

- (1) 代償措置を実施した場合は、保全対象となる生物について事後調査を実施し、その効果の検証に努めること。また、事後調査により、数の減少や衰退等の傾向が認められた場合には、速やかに追加の保全措置を講じるとともに、必要に応じ事後調査期間の延長を検討すること。
- (2) 工事の実施時期については、改変する水田に生息・生育する重要種の生態を考慮し、可能な限り、工事による影響を回避または低減するよう配慮すること。